

里親の「活動」を 支える社会の実現に 向けて

登録後から委託決定までの課題とその解決に向けて



目次

はじめに	2
<hr/>	
第1章 家庭養育推進の必要性和国内外の現状	3
1.1 日本の家庭養育推進の現状と国際比較	3
1.2 里親活動率の概念と重要性	3
<hr/>	
第2章 里親活動率向上に向けた国内の課題	4
2.1 自治体における里親活動率の現状	4
2.2 里親活動率向上にかかわる実務プロセスとその共通課題	5
2.3 先進的な自治体の取り組みに見る課題への対応可能性	8
<hr/>	
第3章 長野県における施策立案・実行のパイロット活動	10
3.1 パイロット活動の概要	10
3.2 施策の実行を推進する取り組み	11
<hr/>	
第4章 パイロット活動を通じた、全国の里親活動率向上に向けた学び	14
4.1 施策群の設計に関する学び	14
4.2 施策の実行プロセスに関する学び	14
<hr/>	
おわりに	14
<hr/>	
マッキンゼーにおける社会貢献活動	15

はじめに

虐待や貧困などの事情で実親による養育が困難となり、公的責任で社会的に養育し、保護することが求められる子どもの数は、日本国内で約4万2千人に上る¹。このような子どもが、信頼できる大人のもとで安心して暮らすことができる環境を整えることは、重要な社会課題である。国連の「児童の代替的養護に関する指針」は、特に3歳未満の児童への代替養育は家庭を基本とした環境で提供すべきであるとしており、日本でも2016年の児童福祉法改正および2017年の「新しい社会的養育ビジョン」により、家庭養育優先の原則が明確化されている。

政府は、社会的養護下の子どものうち、里親やファミリーホームなどで家庭養育を受ける割合(里親等委託率)を、2029年度までに乳幼児は75%、学童期以降は50%以上に高める目標を掲げている²。ところが、その割合は2023年度末の時点で25.1%(全年齢)³にとどまっている。欧米の多くの国々では、過半数を占める児童が里親家庭で暮らしており、家庭養育が主流⁴となっている中で、日本では制度目標と実態との間になお隔たりがある。

マッキンゼー・アンド・カンパニー・ジャパン(以下、マッキンゼー・ジャパン)は、2022年以降、里親登録前のリクルートや委託後の支援を中心に報告書を発表してきた。本稿では、その間に位置する「登録後から委託決定まで」に焦点を当てる。20以上の自治体へのヒアリングを通じて、里親登録から委託決定までのプロセスにおいて、委託機会が失われる局面に共通性があることを確認した。さらに長野県において、県庁、児童相談所(以下、児相)、里親支援センターなどと協働し、里親の協力も得ながら、委託機会の損失を減らすための施策を検討・実施するパイロット活動を行った。本稿は、これらの取り組みの詳細と、そこから得られた学びを取りまとめたものである。

¹ 「社会的養育の推進に向けて」こども家庭庁支援局家庭福祉課、2026年1月

² 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」こども家庭庁、2024年3月

³ 「社会的養育の推進に向けて」こども家庭庁支援局家庭福祉課、2026年1月

⁴ 「里親制度の国際調査報告書」日本財団、2025年2月

第1章 家庭養育推進の必要性と国内外の現状

1.1 日本の家庭養育推進の現状と国際比較

国内では、家庭養育優先の原則が法律上、明確化されており、数値目標も示されている一方で、里親等委託率は目標水準に比して低位にとどまっている。この水準は欧米諸国と比較しても低く¹⁾(図表1-1)、一定水準まで引き上げる余地があると考えられる。

1.2 里親活動率の概念と重要性

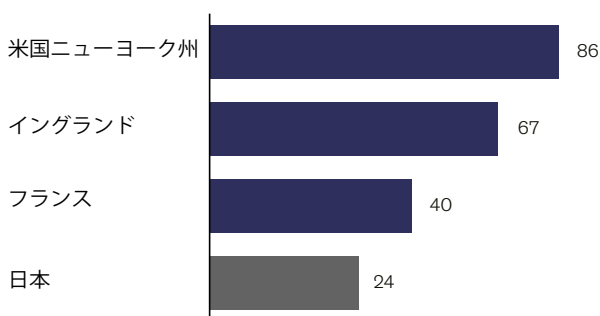
里親等委託率の向上に向けた議論は、登録里親数の増加に焦点が当たりやすい。一方で、委託率は登録里親数だけでなく、登録済みの里親が実際に児童を養育しているかにも左右される。登録数が増えても、実際の活動が伴わなければ、委託率の改善は限定的となり得る。

本稿では、登録済み里親が実際に児童を養育している割合を「里親活動率」と定義し、「児童を養育している里親世帯数÷登録里親世帯数」として推計する。なお、委託が困難な里親を無理に活動させることで、里親活動率を引き上げることが目的ではない。里親活動率に着目する狙いは、登録から委託に至るまでの過程で生じるプロセス上の課題を明らかにし、委託機会の損失を抑える点にある。里親活動率の向上を図るには、研修や相談支援などの環境整備を通じて、里親のスキルや受け入れの安定性を高めることも重要となる。

この里親活動率を、海外の政府・公的機関が公表する統計や日本財団の公開資料³⁾などに掲載されている実績データに基づいて推計⁴⁾すると、米国のニューヨーク州⁵⁾では約70~90%、イングランドでは50~70%、フランスでは約60~80%であるのに対し、日本では約31%にとどまっている。このような比較から、日本の里親活動率について、改善し得る余地が大きいことが示唆される(図表1-2)。

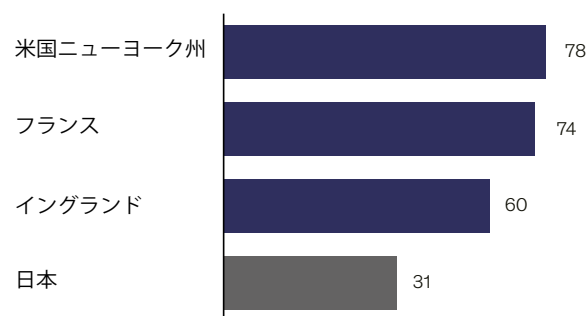
図表1-1

各国・地域¹⁾の里親等委託率の推計値(参考)²⁾
%; 2021~25年



図表1-2

各国・地域¹⁾の里親活動率の推計値(参考)²⁾
%; 2021~25年



¹⁾ 米国については、国単位での公開データが限定的であるため、公開情報が比較的充実しているニューヨーク州の数値を用いて推計した

²⁾ 数値は、各国・地域で入手可能な実績データを基に推計した参考値である。国や指標によって参照年度が異なる場合があるため、厳密な年度比較ではない点に留意が必要である

¹⁾ 平成28年改正児童福祉法第3条の2

²⁾ 里親等委託率は、各国・地域の公表統計を基に、原則として「里親等に委託されている児童数÷代替的養護下(社会的養護下)の児童数」で推計した。定義や年次が国・地域ごとに異なるため、2021~25年の範囲で入手可能な最新データのうち、最も近い指標を用いて算出している

³⁾ 「里親制度の国際調査報告書」日本財団、2025年2月

⁴⁾ 里親活動率は、各国・地域公表統計を基に、原則「児童を養育している里親世帯数÷登録里親世帯数」で推計した。定義や年次が国・地域ごとに異なるため、2021~25年の範囲で入手可能な最新データのうち、最も近い指標を用いて算出している

⁵⁾ 米国については、国単位での公開データが限定的であるため、公開情報が比較的充実しているニューヨーク州の数値を用いて推計した

第2章 里親活動率向上に向けた国内の課題

2.1 自治体における里親活動率の現状

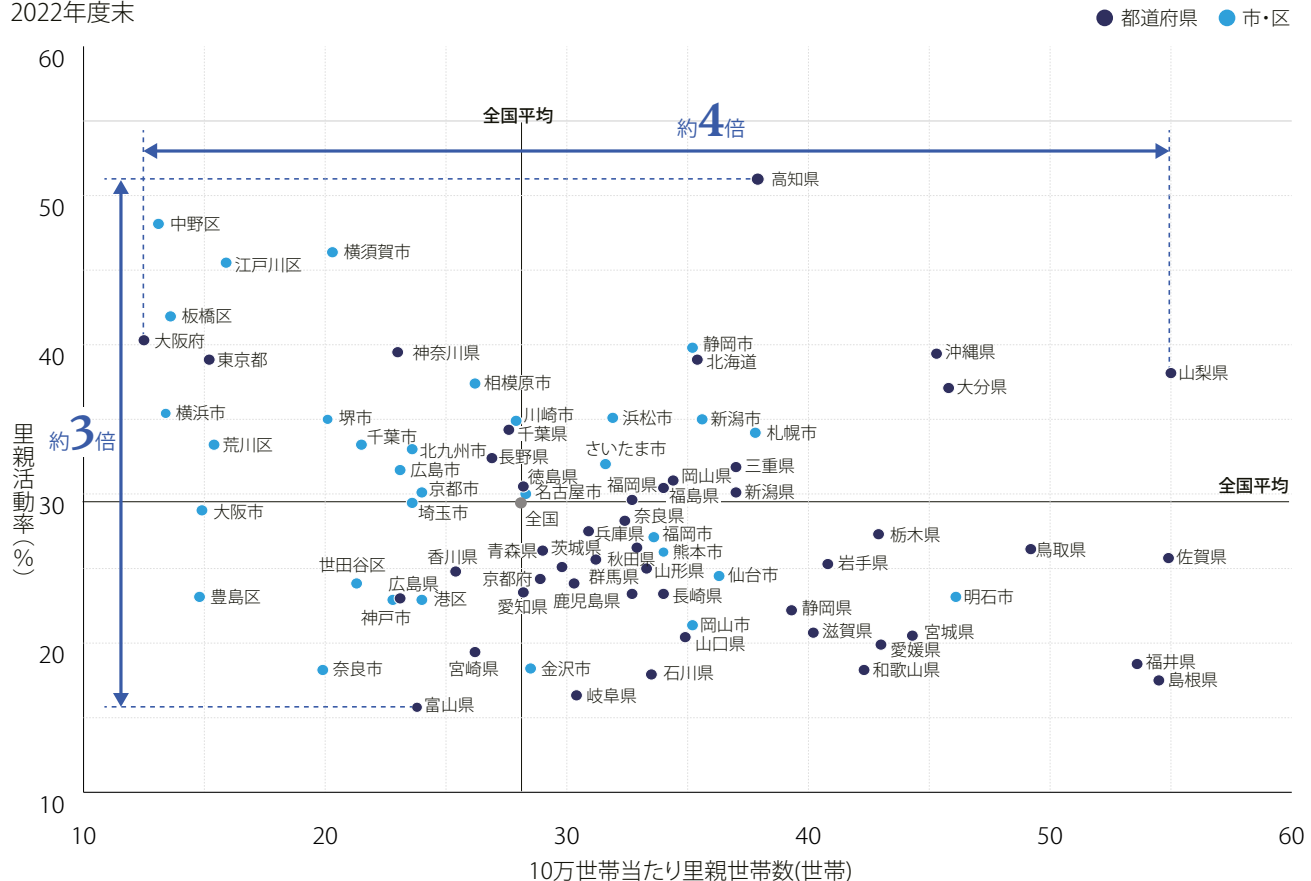
前章では海外との比較を示したが、その差には、文化的要素を含む制度・運用面の差異が影響している可能性がある。このため、本節では国内の自治体間比較を通じて、里親活動率の改善余地の有無を検証する。まず、2021年時点における里親活動率の全国平均は約30%である一方、自治体間のばらつきは大きく、約13%から50%程度まで開きが確認された。

登録里親数が多い自治体では、相対的に里親活動率が低いことが想定されるが、実際には、10万世帯当たりの登録里親数が同程度であっても、活動率が大きく異なる自治体が存在する(図表2)。このことから、活動率の差は登録里親数のみでは説明できず、登録後から委託決定までの実務プロセス上で、委託に至らない課題(機会損失)が生じていることも一因であることが示唆される。

図表2

自治体間で、里親活動率は最大3倍、里親世帯数は最大4倍の差がみられる

各自治体の10万世帯当たりの里親世帯数および里親活動率
2022年度末



資料:「福祉行政報告例」2022年度、厚生労働省

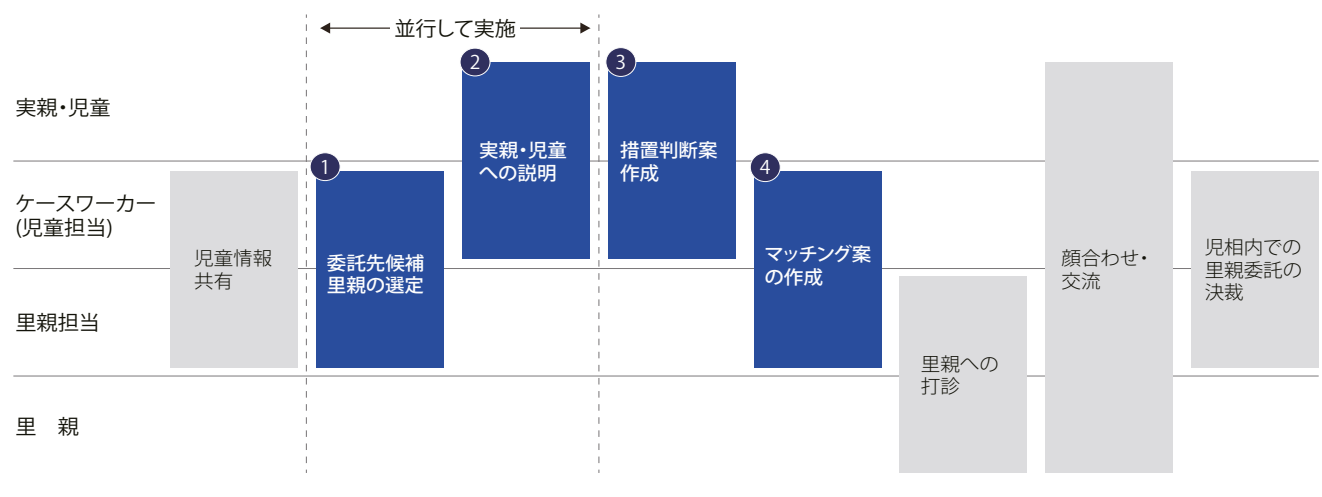
2.2 里親活動率向上にかかわる実務プロセスとその共通課題

20以上の自治体へのヒアリングを踏まえると、里親登録から

委託決定までの実務プロセスで委託機会が失われる局面は、概ね4つに分類できることが分かった(図表3)。本節では、各局面に共通して観察された課題を整理し、里親活動率を左右し得る要因を明確化する。

図表3

20を超える自治体へのヒアリングを通じて、里親委託プロセスの課題を特定した児童の措置決定プロセスの整理とプロセスにおける課題のマッピング



里親活動率向上に向けた課題

① 委託先候補里親の選定

登録数と実際に活動可能な里親の数に乖離がある

② 実親・児童への説明

実親への説明の方法や質によっては、児相が判断した措置方針とは異なる措置が選択される場合がある

③ 措置判断案作成

里親委託を第一選択肢として位置づける運用が標準化されていない

④ マッチング案の作成

必要な情報の不足により、マッチングが成立せず、委託機会につながらないことがある

課題①: 委託先候補里親の選定

登録数と実際に活動可能な里親の数に乖離がある

多くの自治体で、登録里親数に対して、委託先候補として直ちに検討可能な層(以下、候補層)が限られるとの指摘があった。登録直後の未経験里親は、受け入れ後の生活の変化や責任の重さを踏まえ、初回の委託に慎重になりやすい。加えて、支援側においても、児童の安定や養育環境との適合を重視する観点から、経験の浅い里親への打診を慎重に進める傾向がある。結果として、未経験層が養育経験を積む機会が限られ、候補として検討されにくい構造が生じ得る。

一方、委託経験のある里親でも、長期間にわたる未委託や里親不調(里親と里子との関係が悪化し、養育の継続が困難な状態)を経験した場合には、心理的な負担や自信の低下を背景として受託意向が弱まり、候補から外れやすくなるとの声があった。

また、里親委託の調整が必要となる児童像と、里親側の受け入れ希望条件の不一致も、候補層の薄さにつながっている。里親の希望が乳幼児中心に偏りやすい一方で、委託調整が必要となるのは学童期以降や支援ニーズが高い児童である場合が多く、条件面で合致しにくい。こうした状況により、候補の探索が長期化し、結果的に委託機会の損失につながり得る。

課題②: 実親・児童への説明

措置方針の提示方法や説明の質によっては、児相の見立てと異なる措置につながり得る

実親への説明は、里親委託について実親に最終的な判断を求めることを目的とするものではない。児相が子どもの最善の利益を踏まえて判断した措置方針について、実親に十分に説明し、理解を得るために行われるプロセスである。ところが、主に以下の二点について、自治体などの担当者によってばらつきがみられ、場合によっては児相が判断した措置方針とは異なる措置が選択される可能性がある。

第一に、措置方針の提示方法である。児童の状況やニーズに関するアセスメントを踏まえて児相内で措置方針を整理した上で説明する自治体がある一方、「施設への入所」と「里親への委託」を並列に提示し、実親の選択に委ねる形を取る自治体も存在する。後者の場合、結果として実親の意向への配慮が過度に働きやすくなる。

第二に、説明の質である。実親の理解不足を防ぐためには、里親委託の趣旨、委託期間中の支援内容、面会交流の取扱い、将来的な家庭復帰を見据えた関係機関の関わり方などについて、心情に配慮しつつ分かりやすく丁寧に伝えることが求められる。しかし現状では、こうした対話の進め方が担当者個人の経験や力量に依存している場合も多く、説明の質や理解の程度にばらつきが生じている。

とりわけ、実親の意向を過度に考慮してしまう場合と、制度や委託の趣旨に関する理解形成が十分に進まない場合が重なると、措置方針の根拠が共有されないまま協議が進みやすい。その結果、委託決定までの調整が長期化するだけでなく、児相において里親委託が子どもにとって最善の利益と判断されていた場合でも、里親委託に至らないケースが発生しやすくなる。

課題③: 措置判断案作成

里親委託を第一選択肢として位置づける運用が標準化されていない

法律上は家庭養育優先の方針¹が掲げられているものの、措置方針決定の実務では、里親委託が常に第一選択肢として検討されるとは限らない。特に、高年齢児や支援ニーズが高いケースでは、施設養育が早期に有力視されやすいとの指摘があった。

背景の一つとして、児相側で里親委託の役割や委託後の支援体制が十分に理解されていない場合、委託後の里親不調や環境変化による子どもの負担を懸念することにより、児相側から委託を積極的に後押しする動きが生まれにくい点が挙げられる。

加えて、まず里親委託から検討する方針や判断基準がルール化されていないと、移行の実務上の負担の増加などを理由として、施設養育を選択しやすい状況が生まれる。こうした状況下では、条件が近い案件であっても、担当者の経験・裁量によって措置判断が分かれることがある。

¹ 平成28年改正児童福祉法第3条の2



課題④：マッチング案作成

必要な情報の不足により、マッチングが成立せず、委託機会につながらないことがある

里親と里子のマッチング案は、児相やフォスティング機関、里親支援機関などが関与して検討されるが、検討の長期化や判断のばらつきが生じることにより、委託機会の損失、および委託後の不調リスクを誘引してしまうケースも少なくない。

背景として、マッチング判断に必要な情報が適切な量・質で整理されていないことにより、候補となる里親の比較や支援設計が難しくなる点が挙げられる。ヒアリングでは、里親および児童に関するアセスメントの基準や記録様式が統一されていない場合、必要な情報の粒度が揃わないことや、担当者の主観が

一部に混在するケースが生じていることが示唆された。さらに、登録後の家庭状況や里親の受託意向、養育経験の蓄積といった情報が定期的に更新されない場合もある。このような状況では、過去に経験不足や受託意思の低さを理由として「受託困難」と判断された里親が、その後の状況変化が十分に反映されないまま、候補から外れ続ける例も見られる。

2.3 先進的な自治体の取り組みに見る課題への対応可能性

前節で整理した課題に対し、一部の自治体では運用上の見直しを通じて具体的な施策を実施している。その結果、課題の改善が見込まれることが示唆されている。本節では、こうした取り組みの中から、参考となる3つの自治体の事例を紹介する。

福岡県福岡市

家庭移行支援係の設立による家庭養育への移行推進

福岡市は、2015年度に「家庭支援・施設調整係」を設置し、翌年度には家庭養育優先の方針の下で「家庭移行支援係」へ再編した(現在は、自立支援係)。同係は、長期入所児童の一元管理、パーマネンシー保障に向けた計画の立案、実親支援と親子交流の調整、里親委託や特別養子縁組の検討・調整を担っている。

専門部門の設置に加えて、制度の整備も行っている。乳児院から施設への措置変更を原則行わないこと、新規措置時には必ず里親委託を検討すること、半年に1回、ケースワーカーが家庭復帰の目標と進捗を確認することなどを制度として組み込み、里親優先の運用を日々の実務に落とし込んでいく。

里親委託を措置判断の初期段階で必ず検討する選択肢として位置づける取り組みなどを通じて、施設の入所児童数は2015年度の288人から2021年度の120人に減少し、里親等委託率は33.3%から59.3%に上昇している。

神奈川県横須賀市

短期委託を里親の育成の場として活用

横須賀市では、「週末等家庭短期滞在事業」や「3日里親制度」などを通じ、施設で暮らす子どもに家庭的環境の体験機会を提供している²。これらの短期受入は、里親にとって養育のイメージを具体化しやすいきっかけとして機能し、段階的な関与を通じた経験の蓄積や不安の低減に資する。結果として、登録後の受託に向けた準備の促進にもつながり得る。

2021年度の実績として、3日里親は児童8人、里親6人、延べ38日の利用、週末等家庭短期滞在は、認定12組の枠組みの下で児童7人、延べ49日の利用が報告されている。短期受入を選択肢として整備することで、委託未経験層が長期委託を前提に意思決定せざるを得ない状況を緩和して受託可能性の裾野を広げると共に、限られた里親に委託候補が偏る状況の改善にも寄与し得る。横須賀市の里親等委託率は、2015年の18.6%から2023年の30.2%へと上昇している。

東京都世田谷区

親子再統合を見据えた実親支援・交流支援の強化

世田谷区では、里親委託を親子再統合に向けたプロセスの一部として位置づけ、ケース担当に加えて、専任の児童福祉司、児童心理司などで構成された「親子支援チーム」が関与する体制を整えている³。

チームは、家庭復帰に向けた里親・里子の支援と、実親への支援の方針の検討に加え、委託中の面会交流を円滑に進めるための事前調整(顔合わせ、交流計画、日程・場所の調整など)や、交流に伴う不安へのカウンセリング、委託前の実親への説明などの実務的機能も担っている。あわせて、児相内ではチームがケース担当と定期的に意見交換の場を設けるなど、里親委託に関する所内での理解促進も行っている。世田谷区の里親等委託率は、2020年の21.3%から2025年の26.2%へと上昇している。

¹ 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障(「新しい社会的養育ビジョン」厚生労働省、2017年8月2日)

² 「横須賀市社会的養育推進計画」横須賀市、2025年2月

³ 「世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)」世田谷区、2025年3月



図表4

一部の自治体では、児童の措置決定プロセス上の課題の解決に資する取り組みを実施している

里親活動率向上に向けた課題と、その解決に資する自治体の取り組み
例示的

課題 ① 委託先候補里親の選定
登録数と実際に活動可能な里親の数に乖離がある

↓
自治体の取り組み
神奈川県横須賀市
里親への短期委託制度などを通じ、里親が段階的に経験を積む機会を確保し、登録後の稼働を促進



② 実親・児童への説明
実親への説明の方法や質によっては、児相が判断した措置方針とは異なる措置が選択される場合がある

↓
東京都世田谷区
専門職チームによる実親面談・カウンセリングを通じ、実親の理解醸成と円滑な関係形成を推進



③ 措置判断案作成
里親委託を第一選択肢として位置づける運用が標準化されていない

↓
福岡県福岡市
新規措置時の里親委託検討などを制度として明文化することで、家庭養育優先原則の運用を標準化



④ マッチング案の作成
必要な情報の不足により、マッチングが成立せず、委託機会につながらないことがある

↓
福岡県福岡市
専門部門の設置による、情報管理の一元化や関連機能の集約を通じて、マッチング機会の取りこぼしを防止



第3章 長野県における施策立案・実行のパイロット活動

3.1 パイロット活動の概要

本章では、マッキンゼー・ジャパンが長野県の県庁、児相、里親支援センターなどとの協働により、里親の協力も得ながら実施したパイロット活動の内容と、そこから得られた運用上の示唆を整理する。長野県は、里親活動率が2022年時点で33%と全国平均程度にとどまっていたため、活動率の向上の余地があった。一方で、県庁、児相、フォスタリング機関、里親支援センター、里親会、施設など、県内の関係者がこれまでに横断的に連携してきた実績があり、複数機関が関与する施策についても、実行までつなげやすい基盤が整っていた。さらに、NPO法人家庭養育支援機構による里親リクルート研修など、外

部機関との協働も進んでおり、マッキンゼー・ジャパンが提供した知見についても、関係者間で共通理解を形成しながら、実務に反映しやすい環境が整備されていた。

まず、関係機関への事前インタビューを通じて、長野県における里親登録後から委託決定までの課題が、第2章で整理した4つの局面と概ね整合していることを確認した。次に、合同ワークショップを開催し、計10施策を具体化した(図表5)。各機関が複数の施策を受け持ち、それぞれの実行計画を立案した。実行段階への移行後は、現場でのロールプレイやフィードバックを踏まえてマニュアルやツールなどを整備するとともに、合同報告会で論点や進捗を共有しながら、継続的な改善を行った。

図表5

① 委託先候補里親の選定

次ページ詳細あり

施策	目的	活動の概要
1. ショートステイ・レスパイトの推進	経験の浅い里親が児童と関わりながら実践的な経験を積む機会を創出し、里子の長期委託を安心して任せることのできる里親の裾野を広げる	里親向けショートステイ事業の制度設立を各自治体に提案。また、未委託里親によるショートステイ受け入れの可否を整理したリストを作成し、自治体の担当係員に共有する取り組みも実施
2. 里親イベント	未委託里親による児童相談所・フォスタリング機関との関係構築およびモチベーションを維持するためのイベント開催を通じて、短期委託を含む新規委託の増加を促進する	畑作業や夏祭り、クリスマス会などの名目で、未委託里親、委託経験里親、児童が集うイベントを企画・実施
3. 里親グループ化	里親同士のピアサポート体制を整備するとともに、児童相談所や支援機関と連携した「チーム養育」を確立することで、委託里親の意欲維持および里親不調の低減を図る	児相が里親に対してグループ化の制度を説明する資料を作成し、実際に説明実施。さらに、近隣の里親同士をつなぐ取り組みや、イベントによる顔合わせ・経験に基づく意見交換を実施
4. 未委託向け里親サロン	サロンへの参加を通じて、未委託里親と支援機関との関係構築やモチベーションの維持・向上を促進し、短期委託を含む新たな委託の増加につなげる	対象里親にサロンの趣旨説明と期待内容のヒアリングを行い、その結果を踏まえてプログラムを設計し、先輩里親の体験談共有や施設での子どもとの交流イベント等を実施
5. 研修アーカイブ	研修内容をアーカイブ化し、里親がチーム養育や委託対象児童への対応方法等を継続的に学べる環境を整備することで、里親不調の低減および特別なニーズを有する児童の委託促進を目指す	過去の研修実績や支援機関からの要望を踏まえて候補テーマを整理した上で、里親のニーズ調査を実施し、関心度の高いテーマを特定。あわせて、里親の協力を得て研修動画を撮影し、里親カフェにおいて動画視聴イベントを開催
6. 解除後フォロー	委託解除後の里親に、振り返りと心理的ケアの機会を提供するとともに、委託経験から得た学び・課題を支援に反映し、次の委託に前向きに臨める状態と里親養育の質の向上につなげる	委託解除を経験した里親に当時の感情や養育上の困難、支援の有効性等をヒアリングし、フォローのためのガイドライン案を作成。その後、フォスタリング機関での試運用を踏まえ更新

② 実親・児童への説明

1. 実親説明の強化	児相による実親への説明の質を底上げし、里親委託の趣旨に関する理解を促すことで、不要な誤解を抑え、委託決定に至るまでの調整の円滑化を図る	説明を対話形式のスク립トとして整理し、何をどのような順序で伝えるべきかを明示。さらに、実親が示しやすい反応や抱きやすい感情ごとに応答例も整備
------------	---	--

③ 措置判断案作成

1. 施設職員向けの里親研修	施設職員向けに研修を開き、家庭養育の位置づけおよび移行後の支援体制に関する施設職員の理解促進を通じて、里親委託を積極的に検討する後押しをする	里親の委託経験等を踏まえ、施設職員向けに家庭養育の価値や里親の役割、委託に向けた検討ポイントを扱う研修を実施
----------------	--	--

④ マッチング案の作成

1. アセスメント・マッチングシートの作成	里親登録、児童保護から里親解除後のフォローに至るまで、里親・児童に対し一貫して参照できる共通の評価軸を整えることで、児童と里親のマッチングの質を高め、マッチング不成立・里親不調を削減する	候補となる里親・児童の情報を集約する里親アセスメントシート、児童アセスメントシート、および双方の情報を踏まえて最適なマッチングをするためのマッチングシートを作成
2. プロフィール作成	里親のプロフィールを作成することで、児童や児相の措置担当者の里親に対する理解を促進し、マッチングの精度を向上させる	里親の生活の様子が伝わる写真や文章を含むプロフィールのフォーマットを作成し、記入してもらったうえで、委託候補の児童や措置担当者などに共有する仕組みを整備

3.2 施策の実行を推進する取り組み

本パイロット活動では、長野県内の他機関、および長野県以外の自治体への将来的な展開を見据え、一部の施策において、各現場で共通して活用可能なガイドラインなどのツールを整備した。以下に、その中から代表的な4つの施策を紹介する。

① -6. 解除後フォロー

委託解除後の里親へのフォローの流れについて、委託解除直後、初回フォロー面談など、各段階を定義した上でガイドラインを作成した。特に、解除後のアンケートや初回面談で質問・確認すべき項目や進め方を標準化した。委託解除後に、里親と児相・フォスタリング機関などとの関係が途切れることがないように継続的に支援を提供すること、および担当者の経験に依存せず、一定の水準でカウンセリングを実施できるようにすることを狙いとしている。あわせて、面談を通じて得られた学びや課題を整理して支援に反映し、里親養育の質の向上と支援体制の改善につなげていく。

特に、振り返りの場面では里親が自信を失った経験を共有するケースが多く、フォローの仕方によっては次回受託への意向が弱まり、未委託期間の長期化や候補層からの離脱につながり得る。そのため、里親が挙げた懸念点や課題に至った経緯や背景について、責任の所在を問うことに主眼を置くのではなく、学びを言語化できるよう、民間で用いられるコーチングやフィードバックの手法を参考に、具体的な対話の進め方を提示している。

図表6

実親説明 基本マニュアル

基本説明の例 (1/3)

今日お時間をいただきありがとうございます。
① ① 自身で赤ちゃんを育てるのは本当に大変だと思いますし、ここまで頑張ってきたこと、とてもすごいことだと感服しています。
最近はどうな気持ちで過ごされていますか？

② 体調も悪くて、ご飯を作るのも大変で、赤ちゃんの泣き声に耳を立ててしまうことも多いです。
もう自分では見られないかと思っています...

③ そうですね、本当におつらい中で赤ちゃんのお世話をされているんですね。
④ ④ ちょうどだけでも、赤ちゃんのお世話を依頼できる家庭(〇〇パートナーというんです)をお願いして、お母さんが体を休められる方法があるのですが、そういう支度について聞かれていますか？

⑤ そういふのがあるんですか？でも、自分の手で見られなくなるのが心配で...

⑥ ⑥ そうですね、大切な赤ちゃんですもんね。でもこれは、あくまで ⑥ 職員さんがしんどい時に一時的に預けて休んだり、生活を立て直す時間を確保するためのものです。
なので、⑥ 頼りなくともか、二度と会えなくなるというおそれではなく、お母さんが元気になるまでの間、赤ちゃんを家庭で大切に育ててくれる方が ⑥ 預かってもらうという方法なんです。
⑦ ⑦ こういう方法は、どう思われますか？

⑧ ⑧ 共感的な導入や反応で味方の立場を確立

⑨ ⑨ 制度自体を知らない実親も多いため、平易な言葉で内容を説明(はじめに「里親」という言葉を避けることは言葉の印象から不安軽減にもつながる)

⑩ ⑩ 「責任感があるからこわい」という「家勢」に寄り添う

⑪ ⑪ 「休むこと」や「助けてもらうこと」を肯定する親を長めたい(言葉選び)

⑫ ⑫ 「子どもを奪われる」という「低圧」につながるポイント(明確)に否定し、「離れざるを要する」としての委託であることを説明する

⑬ ⑬ 押し付けることなく、気持ちの確保をはさむ

実親説明の目的とポイント

実親説明の最終ゴール

- ・ 里親委託への実親の理解を得て、児童に家庭養育を提供すること
- ・ 里親委託後も継続して親子双方を支援し、家庭復帰を目指すこと

初回説明の目的	説明時のポイント
<p>A 実親との信頼関係を構築すること</p> <p>実親が「この人の話なら聞いてみよう」「一緒に考えてくれる」と感じる信頼関係を構築することで、防衛的な反応が和らぎ、委託や支援への協力姿勢につながる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「少し休む」「助けてもらう」など、親を責めない言葉を選び、非対立的・共感的な構図を作る ・ 「責任感があるからこそ悩んでいる」「姿勢を受け止め、気持ちに寄り添う」 ・ 「子どものために今何ができるかを一緒に考える、対話的な姿勢を示す」
<p>B 制度を正しく理解してもらうこと</p> <p>実親が、里親制度の本来の趣旨を十分に理解することで、誤解・不安が解消され、実親が納得して委託を受け入れやすくなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度を知らない実親も多いため、丁寧に説明し、誤解から生じる抵抗を防ぐ ・ 専門用語(「里親」「委託」など)は避けて、かみ砕いた表現を使う ・ 写真や資料を活用し、イメージを具体的に伝える
<p>C 実親のモチベーションや協働姿勢を喚起・維持すること</p> <p>実親が自ら選択したという実感が後悔や不信感を防ぎ、委託後も前向きに支援に関わるモチベーションが保たれ、家庭復帰に向けた取り組みにおいて連携をとりやすくなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感情の揺れを尊重し、時間をかける(再説明を前提として、理解を急がせない) ・ 押しつせず、「こういう方法もあります」が、どう思われますか?と確認を促す ・ 説明はあくまで支援材料とし、最終的に実親が「自分で選んだ」と感じられるようにする

留意事項
本マニュアルでは、実親に初めて「里親」という選択を提示する際の対応例を示していますが、在宅生活中、一時保護中、施設入所中など、親子の状況に応じて内容を適宜調整してください。

② -1. 実親説明の強化

本施策では、実親に里親制度の内容や目的を正しく理解してもらえるよう、実親への説明時に児相の児童福祉司が参照できる基本マニュアルを作成した(図表6)。このマニュアルは初回説明に焦点を当てており、単に実親の同意を得ることを目的とするのではなく、実親との関係形成を起点として、説明の質を底上げすることを狙いとしている。

具体的には、初回説明の目的として、信頼関係の構築、制度の正しい理解、協働姿勢の喚起・維持の三点を明示的に定義した上で、説明時のポイントを示した。あわせて、基本的な説明内容を対話形式のSCRIPTとして整理し、何をどのような順序で伝えるべきかについて、その理由とともに示した。

さらに、実親が示しやすい反応や抱きやすい感情ごとに、応答例も盛り込んでいる。実親が強い不安を感じている場合や、制度に関する情報が十分でない場合であっても、里親の選定や家庭復帰も見据えた委託後の支援・見守りの内容について、分かりやすい言葉で説明できるよう整理している。このように、担当者の経験にかかわらず、必要な説明を一定の品質で行いやすい構成としている。

③-1. 施設職員向けの里親研修

施設から家庭養育への移行において、検討の質および移行の円滑性を担保するためには、児相だけでなく、施設側の理解と協力が重要となる。そのため、本施策では、児相が中心となり、施設職員に向けて家庭養育の意義や里親委託の検討視点を整理した。具体的には、家庭養育が児童に与え得る効果を、アタッチメント形成、家庭復帰への移行、家族関係や社会性の学びといった観点から簡潔に提示している。

これらを基に施設職員向けの里親研修を実施した。里親委託後の生活の不確実性や里親不調への懸念から、施設側が判断に慎重になりやすいケースがある中で、家庭養育の位置づけと移行後の支援体制について、共通理解を形成することを狙いとしている。



④-1. アセスメント・マッチングシートの作成

本施策では、里親アセスメントシート、児童アセスメントシート、マッチングシートを一つのセットとして設計し、里親登録から児童保護、さらに里親解除後のフォローに至るまで、一貫して参照できる共通の評価の枠組みを整えた(図表7)。これにより、担当者の経験や記録方法の違いに左右されやすい情報の欠落や粒度のばらつき、評価の属人化を抑制し、必要な情報を積み上げることで、マッチングの質を高め、判断の遅延や里親不調のリスクの低減を図っている。また、アセスメントを実施していても、候補選定が一部の里親に偏り過ぎる状況を改善し、受託可能性のある里親を幅広く検討対象に含めやすくすることを目的としている。

里親側のアセスメントシートでは、受け入れ条件にとどまらず、判断に当たって有効である一方で見落とされやすい項目、例えば、養育上の強みや支援が必要となり得る点、また実親との交流に対する受容性などを、記載項目として明確化した。児童側のアセスメントシートについては、情報が不十分になりやすい医療、発達、行動面を含む支援ニーズ、および生活上の配慮点についても重点的に整理した。加えて、アセスメントの品質を担保するため、各項目の評価が担当者の主観に左右されないように明示的な評価基準を定めた。マッチングシートでは、里親と児童との適合性を見立てに加え、留意点と必要な支援条件を具体的に記載する項目を設けて、委託開始後の支援設計に活用できる形とした。さらに、既存の同様の仕組みとの違いや改善点を明示し、児相・里親支援センターにおける導入時の理解を促すため、目的や使用方法についてのガイドラインも併せて作成した。

図表7

望ましい「里親養育」を実現するためのコミュニケーションシート(チェックシート): CARE							評価日:令和XX年XX月XX日		
里親(氏名・年齢):○○○(歳)、○○(歳)		フostリング機関担当者:●● (スーパーバイザー:●●)		評価の定義			評価者:●●●●●●●●		
市町村(中学校区):▲▲市()		受託(マッチング)中の児童:○○(歳)		● 望ましい状態にある(望ましい状態が期待できる)					
同居家族:(例)夫婦のみ、敷地内に里母の両親宅あり		児童相談所(措置)担当者:○○ (スーパーバイザー:○○)		○ 現時点で課題、懸念点、違和感はない(確認されない)					
住居の状況:(例)2階戸建て、3LDK		現在の養育者(担当者):△△、△△		△ 重点的なサポートや確認が必要な課題、懸念点、違和感がある					
里親グループ:○○グループ				× 安全・安心な里親養育が困難となる重大な課題やリスクがある					
C 【コミットメント】里親としての志向と継続・柔軟な関与				- 現時点では判断が難しい(情報が不十分)					
#	小項目	定義	里親 1	里親 2	F機関	児相	総合	判断の根拠となる事象、エピソード、背景、感情、印象	評価および必要なサポート
1	里親という生き方の選択(里親制度への理解と動機)	子どもを「家族の一員」として、自分の子どもと同じように養育する							
2	里親養育の質の向上と拡大への志向	里親養育の質の向上や拡大に対する意欲が高く、研修会やイベント、ピアサポート活動などに積極的に参加する							
3	里親養育に関する考え	里親養育に関する考え(想定する養育、受け入れ可能な子どもの年齢・性別、特別なニーズの有無など)をわかりやすく説明する							
4	子どもの受け入れに必要な準備と影響への対応	子どもを迎え入れるにあたり、子どもが家族の一員として安心して生活ができること、また、家族(親族)に与える影響を検討し、必要な対応・対策を行う							
5	多様性の理解と人権の尊重	多様な価値観を受け入れ、人権・性別・年齢・宗教・文化、信条、出自・障がいの有無、学歴・職業などにかかわらず、人権を尊重し、子どもやその親、関係者と誠実に関わる 【追記】子どもの委託理由や性に関する話題などについて、タブーにせず、子どもと適切に話す							
A 【アンカー(ファンダメンタルズ)】安定した生活基盤と自己理解									
#	小項目	定義	里親 1	里親 2	F機関	児相	総合	判断の根拠となる事象、エピソード、背景、感情、印象	評価および必要なサポート
6	家族の構成と安定性	家族関係に継続的な対立や葛藤がなく、家族メンバーがお互いを尊重し、協力して生活を営んでいる							
7	健康状態	現在、身体的・精神的に健康であり、子どもに安全・安心な養育を提供する上で支障や懸念がない							
8	経済的な状況	無理なく安定した家計の運営を行い、委託の有無にかかわらず、今後も継続する見通しがある							
9	生活環境・住環境	周囲の環境に特筆すべき懸念がなく、心地よく生活できる安全で健康的な住環境を準備している							
10	自己の理解と柔軟性	自分の長所と短所をバランスよく理解していて、課題やストレスに柔軟に対処している 【追記】家庭・学校などでの関係性のトラウマや葛藤の経験(虐待・養育者不在、分離・喪失、いじめ・体罰など)がある場合、心の中に押し込めたり、囚われることなく、客観的に受け止められている							

第4章 パイロット活動を通じた、全国の里親活動率向上に向けた学び

長野県でのパイロット活動の結果、里親活動率の向上に向けては、個別の施策の有効性にとどまらず、複数の施策をどのように設計し、どのように実行するかが重要であることが示唆された。本章では、全国の自治体において類似の取り組みを展開する際に参考となる学びを、「施策群の設計」と「施策の実行プロセス」の二つの観点から整理する。

4.1 施策群の設計に関する学び

プロセス全体での課題に同時並行で対応する

活動可能な里親数が増加しても実親対応や措置判断で停滞する場合や、委託意向が高くても候補里親不足で進まない場合など、登録後から委託決定までの各プロセスにおける停滞要因は相互に関連しているため、これらを網羅的に捉え、複数の課題に同時並行で対応することが重要である。

横展開が可能な施策と、個別調整が必要な施策の対応を切り分ける

ツール類など標準化しやすい施策は他自治体へ横展開が可能である一方、ショートステイやレスパイトは送迎や費用など自治体ごとに検討すべき論点が異なる場合がある。施策ごとに標準化可能か個別検討が必要かを切り分け、適切な対応方針を定めることが重要である。

施策の停滞要因に応じて、判断基準と判断者を明確化する

人材・予算制約の中では優先順位の判断が必要となるが、前例の少ない論点では現場判断に委ねると停滞が生じやすい。そのため、判断が分かればやすい事項は自治体や国が基準を明確化し、意思決定しやすい環境を整える必要がある。

おわりに

今回の報告書では、里親活動率の向上を目的とし、里親登録後から委託開始までのプロセス上の課題を整理するとともに、それらの課題解消に向けた施策立案・実行のパイロット活動の内容をまとめた。マッキンゼー・ジャパンは、今回の長野県

4.2 施策の実行プロセスに関する学び

前例の共有と推進役の存在が、施策の実行を加速する

パイロットの参加機関からは、先進事例の共有により実装への心理的ハードルが下がったとの意見や、推進役となる担当者の存在が、リソースが限られた状況でも施策の実行を後押ししたとの声が聞かれた。

同一機関が複数の施策を担うことで、施策間の相乗効果が生まれる

同一機関が複数施策を担うことで関係者間の調整が円滑化し、施策同士を連携させることで効果が高まることが示唆された。例えば、「ショートステイ・レスパイトの推進」および「里親グループ化」の担当者が連携し、ショートステイやレスパイトに特化して里親のグループ化を行う例が見られた。

企画から実行に至るまで、複数機関による協働が施策の質を高める

複数の機関が企画段階から実行段階まで関与し、定期的な報告会などでの交流の場を設けることで、課題や改善点が早期に共有され、検討の迅速化や内容の充実につながった。例えば、実親への説明強化における課題について複数機関がスムーズに協業することで、ガイドライン内の想定問答集に多角的な視点が加わり、内容の充実につながった。

とのパイロット活動で得られた学びを生かして、関係各所と連携しながら、施策の実行を支えるツールを各自治体へ展開することをはじめ、活動率を高めるための活動を今後も継続的に進めていく予定である。

マッキンゼーにおける社会貢献活動

マッキンゼーでは「To help create positive, enduring change in the world (世界に創造的かつ持続的な変化を生み出す後押しをする)」をパーパスとし、クライアント企業、ひいては社会にとっての包括的な成果実現を目指して活動を推進している。

この包括的な成果の中には、社会および環境への効果も含まれ、マッキンゼーは1954年より社会的責任 (CSR) 活動に従事してきた。これまで600以上の団体に対し、222,000時間以上のプロボノ・プロジェクトや、社内活動を通じて貢献を果たしてきた実績を有する。

社会および環境への貢献を今後も継続するため、マッキンゼーはCSR活動において、2030年までに世界全体で20億ドル相当の支援を提供することを約束している。

マッキンゼー・ジャパンでも、本プロジェクトを日本での社会貢献活動の一環として実施中である。

本報告書の調査は、他のマッキンゼーの調査と同様に、我々の見解を反映して独自に実施したものであり、いかなる政府、他機関、企業、団体からの委託を受けたものではない。



執筆者

執筆者は全員、マッキンゼー東京オフィス所属で、住川 武人はシニアパートナー、反田 篤志、宮島 俊介はパートナー、小川 諒子、雑賀 光、塩澤 拓斗はエンゲージメントマネージャー、久世 まりや、藤井 千沙、前田 麻衣、足立 哲彦はアソシエイト、伊東 朋香はビジネスアナリストである。

謝 辞

本報告書の執筆にあたっては、日本財団の各位、家庭養育支援機構の各位、長野県におけるパイロット活動に携わった関連機関の各位、ヒアリングにご協力いただいた各自治体の各位、ならびにマッキンゼーの中菌 由美、高橋 佐知より多大なる支援を得た。執筆者一同より、ここに感謝の意を表する。








Copyright © McKinsey & Company
Designed by Visual Graphics Team Japan

www.mckinsey.com

 @McKinsey

 @McKinsey

 <https://www.linkedin.com/company/mckinsey/>